

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：38001
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2020～2023
課題番号：20K01385
研究課題名(和文) 再建型倒産手続における労働契約の処遇の在り方 英・豪における取扱いを手掛かりに
研究課題名(英文) Treat Labor Contracts in Procedures of rescuing the Company established by the Insolvency Law
研究代表者
上江洲 純子 (UEZU, Junko)
沖縄国際大学・法学部・教授
研究者番号：60389608
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：研究期間中はコロナ禍の影響で多くの制約を強いられたものの、県外・海外調査を実施できない代わりにデータベース等を活用しつつイギリス・オーストラリアに関する研究資料を収集し、両国の最新動向の分析を行った。また、研究最終年度にはイギリス調査を敢行し、倒産実務に携わる4人の弁護士の方へインタビューを実施することができた。

その結果、両国ともに日本と類似の解雇規制ルールが存在し、いずれの場合においても再建型倒産手続(英：administration、豪：voluntary administration)の目指す事業の再生・維持更生の実現を阻害しない運用がなされていることを確認することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、倒産法領域からイギリス・オーストラリア法制を手掛かりに再建型倒産手続における労働契約の処遇の在り方を検討することで、管財人等が解雇を行う際の適正な判断基準を確立することを目指したものである。研究の結果、両国とも日本の整理解雇法理の考慮要素のうち「手続の妥当性」に相当するルールが明文化されており、労働者の雇用保障とのバランスも図りつつ、事業再建の目的にも沿う運用がなされていることを確認できた。こうした運用は日本の再建型倒産手続との関係でも大いに参考となる。

加えて両国では2020年に新たな再建型手続が導入されており、今後はこれらの新し手続と労働法との関係性も明らかにしていく必要がある。

研究成果の概要(英文)：Although the research period was affected by the COVID-19 pandemic, I used databases and other resources to collect research materials on the UK and Australia and analyzed the latest trends in both countries. In the final year of the research, I conducted research in the UK and were able to interview four solicitors.

As a result, I was able to confirm that both countries have similar dismissal regulation rules to Japan, and that they are operated in a way that does not hinder the purpose of insolvency procedures (UK: administration, Australian: voluntary administration), which is to rescue businesses.

研究分野：倒産法

キーワード：倒産労働法 会社管理 任意管理 管理人 剰員整理解雇 administrator administration voluntary administration

1. 研究開始当初の背景

再建型倒産手続の第一の目的は「事業の再生」にあるが、法人(会社)倒産の場合、目的達成のためには、人員の削減、すなわち「労働者の解雇」が不可避となるケースが多い。この場合において、民法は、期間の定めのない労働契約はいつでも解約申し入れができるという、いわゆる「解雇自由の原則(民法627条)」を定めているものの、労働法が、労働者保護の観点から雇用の維持継続を最重視し、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利の濫用にあたる」と定めて「解雇権濫用法理(労契法16条)」を明文化している。そして、使用者が経営上の理由に基づく解雇、いわゆる「整理解雇」を行う場合も、その有効性の判断に際しては、判例で確立された判断基準「整理解雇法理」を用いて、人員削減の必要性、解雇回避努力の履践、被解雇者選定の合理性、手続の妥当性、の4要件(要素)を総合考慮するのが相当であるとされている。

これに対して、再建型倒産手続中の労働者の解雇については、民事再生法も会社更生法も個別の定めを置いていない。ただし、倒産手続開始後は、労働契約を履行するか、解除・解約するかを選択が、手続遂行機関である再生債務者や管財人(以下「管財人等」という。)に委ねられている(民再49条1項・会更61条1項)。そして、管財人等が解除・解約を選択した場合は「整理解雇」に相当する効果が発生する。この場合、倒産法には整理解雇を規制する規定は存在していないため、一見すると、管財人等が行う解雇には制約がないかのようにみえる。

それでは、[1]再建型倒産手続における解雇に、労働契約法16条や整理解雇法理のような労働法上の解雇規制ルールは適用されるのであろうか。

この点に関し、これまでの下級審裁判例は、倒産手続中であることを特段考慮することなく、再生債務者が行った解雇にも「整理解雇法理」を当然適用すべきとしてきた。その結果、整理解雇法理はそもそも労働者の雇用の維持継続を優先する法理であるため、再生債務者が行った解雇はいずれも無効と判断され、人員の削減が認められてこなかった。しかし、このように労働法上の目的たる「雇用の維持継続」を優先すると、結局のところ、それが再建の足かせとなって、再建型倒産手続の目的たる「事業の再生」が果たせなくなる可能性が高くなってしまふ。こうした矛盾を孕む中で、このような労働法と倒産法の交錯状況に一石を投じたのが、日本航空整理解雇事件であった。当該事件では、これまでの裁判例と同様に「整理解雇法理」の適用を認めながらも、従来の判断基準の緩和を示唆した上で、会社更生手続中に管財人が行った解雇を有効と判断している。

それでは、仮にこれまでの裁判例の判断を引き継ぐとしても、[2]現行の整理解雇法理は、再建型倒産手続における解雇の有効性の判断基準として妥当するといえるのであろうか。

これら[1][2]の問いが、本研究開始当初の出発点である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記において設定した2つの問いに対する適切な解を得るために、イギリス・オーストラリアの再建型倒産手続における労働契約の取扱いを手掛かりとして、日本の再建型倒産手続における労働契約の処遇の在り方を探ることにある。それが最終的には、再建型倒産手続における適正な解雇権行使のガイドラインを、管財人等に提示することにも繋がると考えるからである。

なお、本研究でイギリスの制度を取り上げる大きな理由は、イギリスでは日本と類似の解雇規制ルールが明文化され、整理解雇(イギリスでは剰員整理解雇(redundancy))に当たって日本の現行の整理解雇法理の4要件・要素とよく似た考慮要素が採用されており、再建型倒産手続(administration)における解雇の際にも当該判断基準が採用されていることにある。その意味で、本研究においてイギリスにおける整理解雇法理の深化の過程を明らかにすれば、日本の倒産労働法分野に大いなる示唆を与えてくれるとの考えの下、イギリスを検討対象先としている。

さらに、イギリスに加えて、オーストラリアも検討材料とするのは、同じ法域圏にあってイギリスと類似の法制度を有しつつも、オーストラリアの倒産労働法分野はイギリスとは異なる発展を遂げているからである。

両国の制度や判例、最新の動向を分析することで、日本の再建型倒産手続へ有益な示唆が得られるものと考え、両国を検討対象とした経緯がある。

3. 研究の方法

当初は、初年度から現地調査の予定をいれて、現地において研究者や倒産実務家へのインタビューを行う研究計画を立てていたが、コロナ禍の影響により、国外どころか県外へも調査に出向くことが許されなくなったことから、当初の計画を変更し、研究費を活用して所属機関では導入されていないデータベースを利用できる環境を整え、これをフル活用して、イギリス・オーストラリア両国の法制・判例や最新の法政策の動向を継続的に確認・収集し、分析を行った。先行研究の進んでいたイギリスと異なり、オーストラリアについては、まずは基礎資料の収集から始め、電子書籍や電子ジャーナルも活用しながら、研究資料の収集を行った。イギリスについては、特にプレグジットの状況を確認することを意識し、最新の動向を押さえることを意識しつつ、新

たな研究資料の入手に努めた。

その後、ようやくイギリス調査を敢行できる環境が整ったことから、研究最終年度に、ロンドンの2つの法律事務所において、計4人の弁護士 (Solicitor) ヘインタビューを行い、さらに現地において最新の資料を収集することができた。

以上の方法で研究を進め、その成果については、書籍や紀要等において公表している。

4. 研究成果

(1) イギリス会社管理手続における剰員整理解雇の取扱い

文献調査等により、イギリスにおいては、再建型倒産手続の1つである「会社管理手続 (Administration)」で、当該手続遂行のために任命される「管理人 (administrator)」には、手続の目的のために労働者を解雇する権限が全面的に付与されているものの、管理人が会社管理手続中に実施した整理解雇 (いわゆる「剰員整理解雇 (redundancy dismissals)」) には、1996年雇用権法 (Employment Rights Act) が定める解雇規制ルールが適用されると解されている。その一方で、剰員整理解雇は公正な解雇事由の1つに数えられているため、法定されている「剰員」の定義に当てはまれば公正な解雇として解雇規制の対象からは除外されることになる。この場合、剰員整理解雇の公正さをはかる基準として「使用者の行為の合理性基準」という日本の整理解雇法理とよく似た判例法理が採用されており、中でも労働者代表等との事前の協議義務が重視されていることが分かっている。

このようにイギリスにおいては倒産時の労働契約の取扱いが日本と同様、平時の労働法の規律の中で取り扱われているものの、剰員整理解雇の有効性の判断にあたっては手続的基準に重きが置かれ、その場合でも、使用者の行為が基準に合致するとの判断により、倒産手続中になされた解雇が「有効」とされる傾向がある。さらに、仮に使用者が、不公正解雇の認定を受けた場合でも雇用の維持ではなく金銭補償による救済が中心となっており、イギリスでは、整理解雇法理が倒産手続の再建の目的を阻害しない形で機能していると評価することができる。

(2) オーストラリア任意管理手続における剰員整理解雇の取扱い

これに対して、オーストラリアにおいては、1992年改正会社法によって創設された「任意管理手続 (Voluntary Administration)」が、イギリスにおける会社管理手続と類似の手続にあたる。任意管理手続は、支払不能または支払不能のおそれがある会社、すなわち倒産会社について、会社や会社の全部財産等に対して担保権を有する者等が管理人 (administrator) を選任することにより開始され、管理人が当該会社の財産・事業を管理し、業務を遂行しつつ、再建すべきか、清算すべきかについて検討し、債権者に対して倒産会社の採るべき方策を提示するというものである。そして、任意管理手続においては、手続開始前に締結された労働契約は手続開始による影響を受けず、管理人が労働者を解雇した場合には剰員整理解雇にあたりと解されている。

ただし、2009年に制定されたフェア・ワーク法 385条 (d) は「真の剰員 (genuine redundancy)」に該当する解雇については不公正解雇ルールの適用を除外する旨規定しており、剰員整理解雇が正当な理由に基づく公正な解雇に数えられる余地を残している。そのうえで、使用者会社あるいはその関連会社において、当該労働者を再配置することが合理的に可能な場合には真の剰員による解雇には該当せず、不公正解雇ルールによる規制に服することになるとし、労働協約 (enterprise agreements) 等によって解雇に際して協議義務が課されている場合には、これを遵守することも求められている。このように「真の剰員による解雇」条項の適用に当たっては、日本の整理解雇法理の考慮要素のうち「解雇回避努力の履践」と「手続の妥当性」の履行が要求されていることが窺える。

特に手続の妥当性に関しては、使用者会社が労働組合と協議する際には、使用者は、解雇を回避する方法、被解雇者数を減らす方法、解雇の影響を軽減する方法について協議しなければならず、これが協議事項としても法定されている。このうち解雇の影響を軽減する方策としては、たとえば、再就職あっせん相談サービスの提供や再就職活動を支援するための休暇制度の導入なども含まれると考えられている。このように労働者の雇用保障に関しては、使用者における雇用の維持だけでなく、他の方策も含めて広く模索することが認められている。

これらを踏まえるとフェア・ワーク法の「真の剰員による解雇」条項は、再建型倒産手続における解雇に対しても、日本の整理解雇法理の考慮要素である「解雇回避努力の履践」を使用者に課することで労働者の雇用保障にも一定程度配慮し、さらにイギリスと同様「手続の妥当性」を重視して労働組合等との事前協議義務を課しつつ、その協議事項の中に、解雇回避努力の履践も取り込むことで、手続の適正さを担保する仕組みを採用していると評価できる。さらに、このような仕組みの中で、法定の手順に従って行われた管理人による剰員整理解雇については、多くの場合、公正な解雇として扱われていることも確認することができた。

以上のように、イギリスとオーストラリアにおいては、再建型倒産手続において、管理人が剰員整理解雇を実施する際に、解雇の公正さをはかる物差しとして類似の基準を用いつつ、いずれの国においても、事業の再建を阻害しない運用がなされていることが明らかとなった。

(3) 近時の法制定の動向とイギリス現地調査の成果

そうした中で、両国とも、本研究期間の間に相次いで法制定・法改正を行い、新たな再建手続を導入していることが確認できた。本研究の対象であるイギリス会社管理手続がそもそも自己

完結型の手続構造にはなっておらず、必要に応じて、他の手続と組み合わせることが前提とされている手続であり、新たに創設された「会社再編計画 (Restructuring Plan (以下「RP」という。))」と併用することも可能であることから、併せて RP 手続の内容や最新の動向も調査することとした。

RP 手続とは、2020 年 6 月 26 日に施行された「企業倒産・ガバナンス法 (Corporate Insolvency and Governance Act 2020, c.12 (以下「CIGA」という。))」によって会社法に関連規定を整備する形で新設された手続であり、最大の特徴は、RP 手続において「クラムダウン (cross-class cram down)」が可能となった点である。これにより、RP を活用すれば、法定の要件を充たす再建計画案については、その決議にあたり特定の債権者の組が反対したとしても、裁判所の認可により、反対債権者の組を拘束することができるようになった。このような「クラムダウン条項」は、イギリスにおける既存の法定された事業再生ツールには備わっていなかったものであり、アメリカ連邦倒産法第 11 章手続からの影響を見て取ることができる。その RP 手続を誕生させた CIGA については、その制定の包括的な目的は、「財務上の窮境 (financial difficulties)」に陥っている企業を支援することで、その存続の可能性を高め、労働者の雇用を保護し、もって毀損したイギリス経済の回復をはかることにあったとされている。その意味で、RP 手続は、労働者の解雇を発動せずとも、事業再生の目的を達成できる可能性を高めることができる手続であるともいえる。その点は、2022 年 11 月にイギリス政府が公表した「最終評価報告書 (Final Evaluation Report)」においても裏付けられており、RP 手続は、これを導入する際に立てた政策目標を全て達成しているとされ、中でも雇用の維持効果を発揮していると評価されている。

さらに、研究最終年度に実施したイギリス現地調査においても、RP 手続は、その範とされている既存の「会社整理計画 (Scheme of Arrangement (以下「SA」という。))」の課題を改善し、より多くの企業救済 (corporate rescues) を実現するものとして注目され、中でも、その手続の過程において、裁判所が重要な役割を果たしていることが、インタビューに応じてくれた実務家の方々からも指摘された。導入して間もない手続ながら、RP 手続は、その制定過程を紐解くと、SA 手続が 150 年にわたり受け継いできた判例法の知見を活用することが可能であり、これに精通した裁判官の下で手続を実施できることこそが RP 手続の強みに繋がっている。その意味では、RP 手続は、今後イギリスにおける再建型倒産手続の中核を担っていく可能性があり、その発展過程を追うことで、RP 手続を併用した会社管理手続において、これまでとは異なる労働契約の処遇の在り方も示される可能性があることを確認した。

以上の成果から敷衍すると、イギリス・オーストラリアの再建型倒産手続における労働契約の処遇は、解雇規制ルールの中で、雇用保障とのバランスを取りながらも、最終的には手続の目的たる事業の再建達成のための機能を果たしており、近時は、労働者保護のためにも早期の事業再生に力点を置いた新手続の導入に力を入れていることが分かった。これらは、日本法へも大いなる示唆を与えてくれるものであり、引き続き、両国の動向を注視していく必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 上江洲純子	4. 巻 -
2. 論文標題 イギリスの「会社再編計画（Restructuring Plan）」にみる裁判所の役割—その成立過程を中心に	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 中島弘雅先生古稀祝賀論文集『民事手続法と民商法の現代的潮流』	6. 最初と最後の頁 581、601
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上江洲純子	4. 巻 52号
2. 論文標題 イギリスの「会社再編計画（Restructuring Plan）」の機能性	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 沖縄法学	6. 最初と最後の頁 121、134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上江洲純子	4. 巻 49号
2. 論文標題 オーストラリア企業倒産手続における剰員整理解雇の取扱い	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 沖縄法学	6. 最初と最後の頁 69頁-86頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------